

次世代法及び女性活躍推進法の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況並びに同法の規定による女性の職業選択に資する情報の公表

令和2年10月19日

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を以下のとおり公表します。

あわせて、同法第21条の規定による女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

凡例

次世代法……次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第150号）

法……女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

内閣府令……女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）

1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況（次世代法第19条第5項及び法第19条第6項）

○ 管理職員に占める女性の割合

目標	R1年度
10.0%	12.5%

2 女性の職業選択に資する情報（法第21条）

(1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績（法第21条第1号）

ア 採用した職員に占める女性職員の割合（内閣府令第6条第1項第1号イ）

		R1年度
職員	事務職	0.0%
	技術職	33.3%
日日雇用職員		66.7%

イ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（内閣府令第6条第1項第1号ロ）

		R1年度
事務職		25.0%
技術職		25.0%

ウ 管理職に占める女性職員の割合（内閣府令第6条第1項第1号ニ）・各役職段階に占める女性職員の割合（内閣府令第6条第1項第1号ホ）職員に占める女性職員の割合（内閣府令第6条第1項第1号ハ）

			R1年度
職員	管理職		12.5%
	9級	事務局長	-
	8級	次長、技師長、参事、技監	0.0%
	7級	課長、副参事、副技監	0.0%
	6級	副課長、主幹	16.7%
	5級～1級		21.4%
	合計		18.8%
日日雇用職員			66.7%

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績（法第21条第2号）

ア 退職率の男女の差異（内閣府令第6条第1項第2号イ）

	R1年度
女性職員	0.0%
男性職員	7.0%

イ 退職者の年齢区分別男女別割合（内閣府令第6条第3項第2号）

	R1年度								
	18-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60
女性職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男性職員	-	-	67%	-	33%	-	-	-	-

ウ 平均継続勤務年数の男女の差異（内閣府令第6条第1項本文ただし書き）

	R1年度		
	事務職	技術職	合計
女性職員	18.43年	15.00年	17.18年
男性職員	15.44年	18.06年	17.51年
合計	16.75年	17.74年	17.44年

エ 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（内閣府令第6条第1項第2号ロ）

	R1年度
女性職員	-
男性職員	0.0%

※取得者がいないため、取得期間の分布状況は集計できない。

オ 男性職員の育児参加のための休暇取得率及び取得日数の分布状況（内閣府令第6条第1項第2号ハ）

R1年度	取得率	取得日数の分布状況						
		～1日	～2日	～3日	～4日	～5日	～6日	～7日
	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%

カ 職員の勤務時間の状況に関する事項（内閣府令第6条第1項第2号ニ）

(ア) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間（内閣府令第6条第1項第2号ニ(1)）

	R1年度
職員	14時間05分
日日雇用職員	00時間00分

※災害対応分は除く。

(イ) 超過勤務の上限を超えて勤務した職員数（内閣府令第6条第1項第2号ニ(2)）

	R1年度		
	上限を超えて勤務した職員数	職員の総数	パーセンテージ
職員	42人	135人	31.1%
日日雇用職員	0人	6人	0.0%

※災害対応分は除く。

キ 年次休暇等の取得日数の状況（内閣府令第6条第1項第2号ヘ）

	R1年度	
	取得日数	取得率
職員	10日 4.5時間	53.0%
事務職	11日 0.1時間	55.6%
技術職	10日 1.9時間	51.2%
日日雇用職員	1日 5.1時間	25.3%